

二之江第二小学校「いじめ防止対策基本方針」

生活指導部

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「いじめ」（反抗行為・不登校を含む）に関しては、生命に関わる問題としてとらえ、以下に本校のいじめ問題に対する対応・防止の方針を定める。
- いじめの問題に対しては、全教職員に共通理解され学校として組織的に対応していく。

いじめを防ぐための取り組みについて

【指針】

いじめを防止し、子どもの心を健全に育成する

- お互いに支えあう集団づくり（学級運営・学年運営）
- いじめ防止の観点を盛り込んだ人権教育の推進
- 人権が尊重された学校づくり

【教育活動】

これらの指針を具体化するために、次のような教育活動を推進していく。

① いじめについての正しい認識の徹底

「弱い者をいじめることは人間として絶対に許さない」という毅然とした態度をもたせるとともに、いじめは、教職員の児童管理や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であること、いじめで子供は命を絶つことがあることの認識をもつ。

② 子ども同士の健全な人間関係を築く指導を行う。

あらゆる教育活動、特に道徳の時間を通じて、子どもたちがお互いに相手を思いやり、相手の気持ちを感じ取れるような心情を養っていける指導をする。

③ 日頃から児童理解に努める

子ども一人一人を人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を行う。そのために教職員が人権感覚を研ぎ澄まし、子どもの立場に立ち、いじめられている児童を守りきるという決意をする。また、子どもたちの表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取る感性等、教職員自身の子どもを深く理解する感覚を高める。

④ いじめ防止につながる研修の充実

子どもの現状や課題に即したテーマの設定や研修を行うことで、子どもに対する肯定的な理解を深め、子どもの自尊感情を高めるよう努める。また、いじめの事象に関する事例研究を通して実際の対応方針の作成や、日々の子どもの言動や人間関係の把握など、指導力の向上にも努めるようにする。

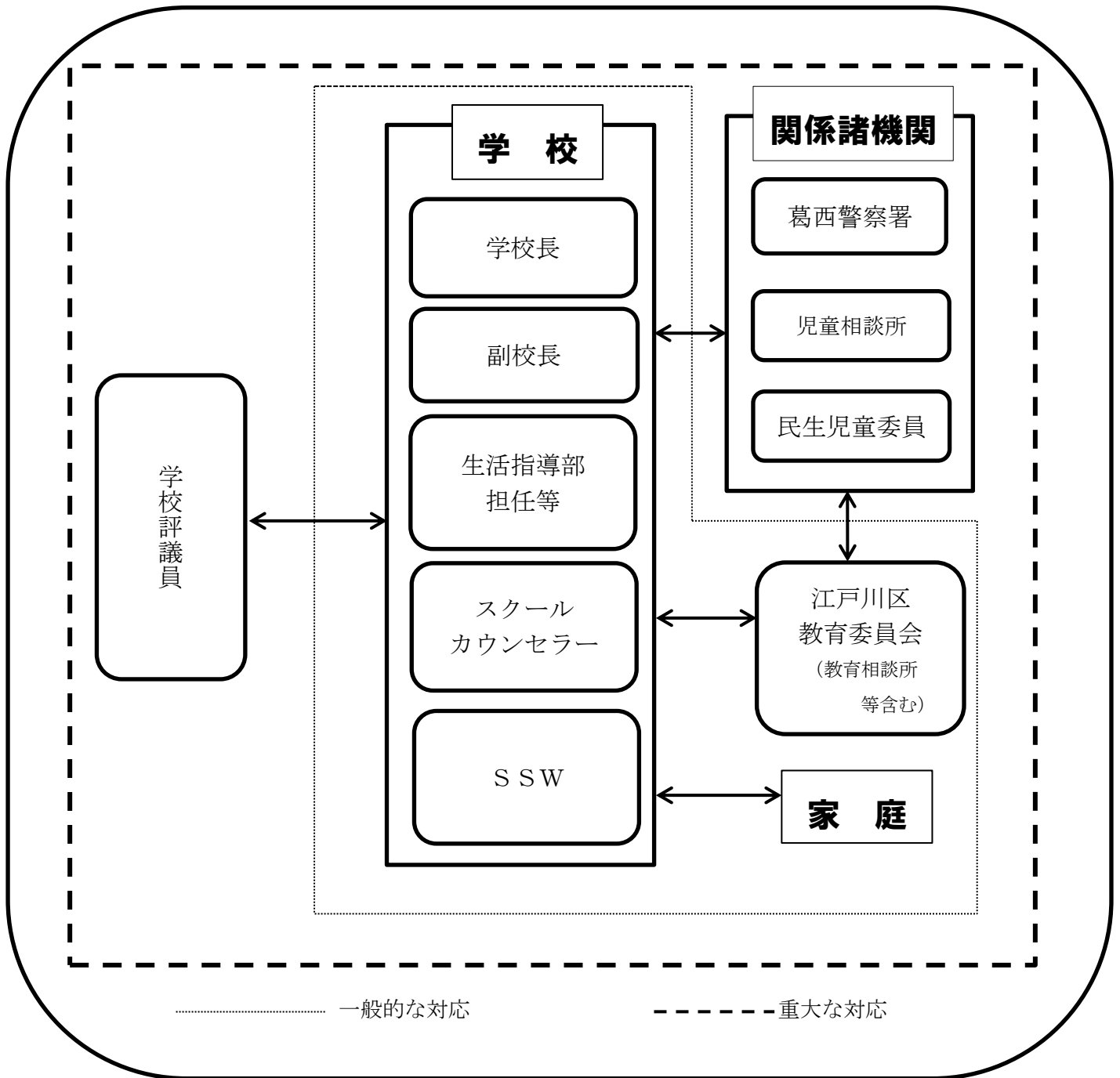
⑤ 家庭との連携・協力

いじめは、いじめる側に何らかの満たされない思いがあり、イライラや悩みを抱えている場合が多い。いじめの防止の為に、家庭と連携・協力していく。

⑥ 関係機関との連携・協力

いじめ等が発見されたときは必要に応じて専門機関にも協力をお願いする。様々な角度から対応策の支援・助言を受ける。

【いじめ対策会議】



- 「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を新たに設置する。
- 関係諸機関が共に連携し合いながら、いじめの防止等に関する措置を効果的に行っていく。
- いじめの防止等に向けての対策会議や情報交換の機会は、必要に応じ適宜設定していく。
- いじめを発見したら、直ちに管理職・生活指導主任・学年主任に報告をする。その後、周囲の児童に聞き取りを行い、実態を把握する。毎月一度いじめ対策委員会を開催する。児童の状況把握を行いながら必要に応じて臨時でいじめ対策委員会を行う。